

国土審議会政策部会国土政策検討委員会

地域戦略検討グループ（第3回）

平成22年11月11日

【小玉課長補佐】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第3回地域戦略検討グループを開催させていただきます。

私は、国土計画局広域地方整備政策課で課長補佐をしております小玉と申します。本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。議事に入りますまで、暫時、私が司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。初めに座席表、議事次第とごさいまして、資料1、国土政策検討委員会委員名簿。資料2、福岡都市圏の国際競争力強化に向けた官民連携の取り組みについて。資料3、内発的地域戦略づくりの促進に向けた論点整理。資料4、今後のスケジュール（案）。

参考資料1、一部事務組合、広域連合、事業協同組合及び広域地方計画協議会の法的権限の主な違いについて。参考資料2、英国の広域的な地域連携について。参考資料3、地域戦略検討グループ（第2回）議事概要となっております。

また、メーンテーブルの方々のところには、これらのほかにご参考として前回の検討グループのプレゼンの際に使用された資料であります「三遠南信地域連携ビジョン推進会議（SENA）の取組」、あと「歴史街道計画」の2つを配付させていただいております。

以上の資料に不備がございましたら、事務局までお知らせください。

なお、参考資料3の議事概要ですが、こちらは当日の議事の速報版として事務局で作成し、ホームページで既に公表させていただいているものです。こちらにつきまして修正等ございます場合には、後ほど事務局のほうまでお申しつけいただければと思います。

次に、本日の会議の公開につきましてご説明させていただきます。国土政策検討委員会が会議、議事録ともに原則公開することに倣いまして、本検討グループも公開の扱いにさせていただきます。この点につきまして、あらかじめご了承くださいませよう、よろしくお願いいたします。

また、本日、まだお見えではありませんが、根本先生が遅刻されてご出席される予定です。また、本日、岩崎委員、あと川勝委員からはご欠席のご連絡をいただいております。

それでは、この後の議事進行につきましては、辻委員にお願いしたいと存じます。辻委員、よろしくお願いいたします。

【辻委員】 それでは、本日の議事に入らせていただきます。お手元の議事次第をごらんください。本日は内発的地域連携の取り組みに関するご説明と内発的地域戦略づくりの促進に向けた論点整理の2つであります。それでは、まず第1の議題、内発的地域連携の取り組みに関するご説明に移ります。前回、最後、少し予告がありましたが、橋田委員から、福岡都市圏の国際競争力強化に向けた官民連携の取り組みについてプレゼンテーションをしていただきます。

進め方ですが、橋田委員より10分程度プレゼンテーションいただきまして、その後10分程度の意見交換をさせていただきます。早速ですが、橋田委員、どうかよろしくお願いいたします。

【橋田委員】 今回の国土政策検討委員会の地域戦略グループにおきましてプレゼンの機会を賜りまして、ありがとうございます。前回お話ししましたとおり、きょうは福岡の内発的地域連携に関する取り組みの紹介をさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料でしたら2ページでございますが、福岡の取り組みは国際競争力の強化戦略の策定と推進によって、アジアの活力を取り込んだ成長を個性的・効果的・効率的に実現するものであります。福岡の取り組みの特徴は、大きく以下の4つでございます。まず高い地域のポテンシャルを引き出すということ。それから、産官学民連携の豊富な実績を活かす。3番目に国際競争力強化の視点を加える。4番目に戦略策定から実行まで一貫した新しい組織を設立する。この4点を以下の流れでプレゼンしたいと思います。

3ページ目ではありますが、高い地域のポテンシャルとして福岡都市圏の規模をお話しします。ご存じのとおりだと思いますが、ぜひ福岡を知っていただきたいということでありまして、都市圏の定義というのはいろいろあると思いますが、広域行政圏としては9市8町、人口は240万人、生活圏の人口は310万人となっています。これは東京、関西、中部に続く国内第4位の都市圏であります。福岡には福岡都市圏広域行政推進協議会、9市8町が昭和53年より設立されておりまして、今後はこの協議会への声かけも検討していきます。私たちは九州や海外での取り組みを視野に入れつつ、まずは都市圏の単位での戦略が重要と考えております。

4ページではありますが、次に規模より強調したいことは、人口の成長があります。福岡

都市圏では人口の成長率は東京、名古屋、大阪を上回り、この表にありますように人口増加は2020年まで続くと予測されています。人口減少が始まった日本では希有な地域でありまして、その一因は左側のグラフにもありますように、大学生が多い都市として、大都市中、3番目に学生が多いことが挙げられます。

次に5ページであります、成長著しいアジアへの近さをお話しします。釜山は広島とソウルは大阪など、それぞれがほぼ同じ距離にありまして、日帰り可能であります。また、半径2,000キロメートル以内の市場の人口は約10億人に上っておりまして、この規模は世界でも最大級であります。物流と人流の港湾、空港、そして新幹線博多駅や長距離バスターミナルが半径5キロメートル以内に集積いたしております。博多港は釜山と3時間弱で結ぶ高速船のおかげで年間85万人の外交旅客数は日本一であります。福岡空港は都心まで地下鉄で5分と世界で最も便利な空港の1つであります。

6ページであります、国内において福岡は九州・山口経済圏の拠点でありまして、商業・ビジネス・文化などの多様な都市機能が集積しています。この経済圏はオランダやベルギーに匹敵する人口、経済規模を持っております。有名なフロリダ教授の「クリエイティブ都市論」でも福岡と北九州はアジア有数のメガ地域に挙げられております。

7ページであります、暮らしの質の高さは市民のみならず、海外からも高く評価されておりまして、ここに挙げた国内外のメディアのランキングは、その一例であります。ASIaweekではアジアのベスト都市第1位、MONOCLEは世界で最も住みやすい都市の第17位、Newsweekは世界で最も熱い10都市に選出されております。BRUTUSでは魅力ある地方都市の第1位です。その理由は、まず豊かな自然、都市の利便性、おいしい食事、豊かな歴史・文化などがあろうと思われれます。

8ページでございますが、産官学民の豊富な実績をご紹介したいと思います。国際から地域までさまざまな規模の事例をここに挙げてみました。そのテーマは国際連携、観光、産業振興など広範囲にわたっています。

次は水色をつけました幾つかの事例をご紹介したいと思います。国内の他地域と比べて特筆すべきは、地域全体で国際交流を進めている点であります。特に隣接する韓国の釜山とは経済協力を深めておりまして、国境を越えた超広域経済圏を形成しようとしております。また、国際地域ベンチマーク協議会はシアトル、バルセロナ、ヘルシンキなど、世界でもいわゆる格好のよい都市型の10地域のネットワークでありまして、地域系のためのノウハウを交換しております。

10ページであります。九州という単位でも連携は活発であります。特に「九州は1つ」の理念のもと、各県の知事と経済界で構成される九州地域戦略会議というのがありますが、ここでは道州広域行政組織の提言を行うなど、道州制の検討が国内でも最も進んでいると思います。また、産業振興におきましては、経済産業省にも国内トップクラスと評価されている九州地域イノベーションクラスター構想が半導体クラスターから発展する形で産官学連携により推進されています。

11ページであります。具体的なテーマの中では、観光分野での地域連携が最も活発であります。九州地域戦略会議から生まれた九州観光推進機構では、九州全体での集客を推進しておりまして、先日には九州アジア観光戦略特区を国に提案しました。九州観光推進機構とは、今回の取り組みについて参画の内諾をいただいております。今後、具体的施策などの検討を実施していきます。

一例として、提案の一項目であります「東アジアの治療・健診——健康診断、療養特区」内にあります平成25年春に開業を目指しております重粒子線のがん治療センター、これは鳥栖市に新しくできる新幹線の新駅の真ん前のがんセンターをつくることになっておりますが、その施設での国際医療交流などの検討を考えています。重粒子がん治療センターは佐賀県の医療財団と民間SPCで事業を推進しておりまして、佐賀県、鳥栖市についても今回の取り組みに対する声かけを実施している段階です。古川知事も大いにこれについては我々と共同でやっていきたいという思いを述べられております。

この重粒子線のがん治療センターは、実は私もお金を集める募金委員会の幹事長をしております。これは民間で150億円のお金を集めて、重粒子線での我が国最先端のがん治療センターをつくることとなっております。現在は千葉の放射線医学総合研究所と、群馬大学、それと神戸に施設がありまして、鳥栖市の施設は初めての民間施設であります。また、佐賀県も一生懸命に推進されており、九州電力も40億円の協力金を出しております。この最先端の重粒子線がん治療センターを核として国際医療交流等での連携を検討していきます。

さらに九州大学では最先端の予防医学の拠点をつくることになっております。この拠点は国の予算もつきましたが、例えばがん細胞はなぜできるのかなどの、がん細胞ができるメカニズムなどの研究をして、予防に活かすという予防医学の拠点です。予防医学について、特に九州大学は頑張っておりまして、そこも国際医療交流等において、連携を検討し、アジアの国々から、日本からも人を福岡、九州に呼びたいと、こう思っています。

一方、福岡都市圏ではビジターズインダストリー推進協議会がありまして、官民で組織されております。クルーズ船の受け入れなどで成果を挙げておりまして、このクルーズ船は、2年前はゼロでした。中国の1船当たり2,000人から1,500来ますが、去年は22隻来て、今年も66隻福岡に入りました。総数12万8,000人で、経済効果は30億円弱であります。中国の富裕層は東京に来ている人が多く、福岡は中流層が買い物に来ている人が多いけれども、今後はぜひ福岡も富裕層をもっと増やしたいと思っています。

難点は、博多港は水深があまり深くないということと、バースが短いことです。クルーズ船は、最大級では320メートルぐらいあり、また6万トンクラスのクルーズ船でも200メートルぐらいありますから、博多港をクルーズ船がゆっくり入れて、停泊できるバースにしなければいけません。そこで福岡市は年内完成予定でバースを延伸しています。また観光庁では、福岡を外国人受け入れ戦略拠点の1つに指定していただいたところがあります。溝畑長官もよく福岡にはお出でいただきまして、今度は世界のラグーマン3,000名を福岡に呼んでラグビー大会をやるようになっています。また自転車レースをやるなど、いろいろなイベントを今計画しておりますが、観光庁にも非常にご協力をいただいております。

12ページであります。地域のポテンシャルと産学官民連携の実績では競争優位を持つ福岡であります。外部環境は急速に変化しているということも、しっかり我々は考えておかなければいけません。ポジティブなものとしては、来年3月に新幹線が鹿児島まで全線開通することが挙げられています。これにより九州経済の一体化が加速するということはプラス面であります。

13ページであります。経済的にネガティブな変化としては、人口減少と少子高齢化が挙げられております。九州の人口はこの先10年で大きく減少します。福岡都市圏では総人口はしばらく増え続けるものと思いますが、働き手の数は既に減少に転じております。九州・山口経済圏の規模は減少傾向にあると考えざるを得ないと思われまます。

14ページですが、一方、隣接するアジアに目を向けると、中国を筆頭に成長が著しく、日本は国際競争の低下が顕著であります。何も手を打たなければ内憂外患の状況が悪化していきかねないと思っております。福岡は国内の他地域、また日本国の再浮上の先駆けになりたいと思っております。この図にありますように、成長率を年次ごとに50年から55年、70年から75年など日本の状況を折れ線グラフに書いておりますが、現在においてとうとうマイナスになっております。こういう点を考えると福岡に人を呼び、外国か

らもたくさん来てもらって九州を活性化しないと、このままでは九州はだめになると、そのように思っております。

これまでは九州の発展とともに福岡が発展するというような形でしたが、東京一極集中で、東京がリードして日本国が発展したように、これは地方から見ると必ずしもいいことではないと思っていますが、やはりある時期はどこかが牽引力を持って発展していくことが必要だと思います。九州はこのままにしておけば、恐らく衰退していくと予測されるので、高いポテンシャルのある福岡が牽引して、九州全体をリードしていくことがいいのではないかと、そのように思っています。そういう意味では、今度は東京一極集中ではなくて、地方で可能性のある地域の政策に政府の目を向けていただきたいというのが我々地方で思っていることであります。

15ページであります。これまでの現状認識を踏まえまして、福岡では新たな内発的地域連携の取り組みが始まっています。具体的には国際競争力強化の視点から九州、福岡を牽引する福岡都市圏の成長戦略を策定し、実行するための産官学民連携主体を新設する動きであります。その趣旨は右側の文章のとおりであります。7つのキーワードを挙げています。

まず、産官学民の連携ということで、産と官だけではなく、学と市民も加わるということになります。次に福岡都市圏であります。九州やアジアなど県境や国境を越えたアクションを視野に置いて、まずはその中核となる福岡都市圏を単位に始めようということになります。国際協力の強化という観点は、アジアにおけるポジションを意識しまして、国際協力の視点を重視しようということになります。徹底した地域診断ということで、戦略立案の前提として徹底した地域の診断を行う必要があります。戦略的にどこの地点からやるかなどしっかり考えてやらなければいけないということです。次に成長分野の選択ということですが、従来からの取り組みの単なる寄せ集めではなく、地域診断を踏まえて成長分野を選択しようということになります。プロジェクトの進捗管理であります。戦略をつくりっぱなしにしないでプロジェクトを進捗管理し、戦略見直しにフィードバックするという、そういう組織体をつくろうと考えています。最後に、専任の専門家集団の必要性が高いと考え、高度な実務専門性を確保するためにシンク&ドゥタンクを設置しようと考えています。まさに世界の知恵を入れる。あるいは日本国の中からもそういう知恵者を招聘しようということになります。

16ページであります。当面の取り組みとして、11月に官民連携主体設立準備会、

仮称であります、これを立ち上げます。現在は民間企業4社と福岡市で構成する幹事会が先行して立ち上がっております。ここに福岡県、経済団体、九州大学などが加わりまして、さらに参画者を集めながら官民連携主体の機関設計や事業計画の作成を行います。

17ページであります、詳細は準備会での議論によって修正されることとなりますが、新たな官民連携主体の現時点でのイメージは、この図のようなものです。機関設計のポイントは、以下の4点を考えております。まず、産官学民の幅広い参加により公共性を持たせるということです。これは総会を組成することにしていきます。そして意思決定をとにかくスピーディーにやるということで、幹事会を組成します。九電工も入っておりますが、九州電力さん、西鉄さん、JRさんなど、九州を代表する企業で、九州全域で事業をやっておられる公共性の高い会社が幹事会になっております。

それから、戦略による統括性として地域戦略部会を組成します。事務局の事務専門性を持たせるということでシンク&ドゥタンクを事務局として設けて、ここで進捗状況をチェックしたりなどを想定しています。部会の詳細は地域診断や全体戦略に基づいて定めていく予定であります、地域のポテンシャルを生かす観点からはテーマとして観光、交通、人材育成、都心部のウォーターフロント、都心のまちづくりなどが候補になると思っています。内発的な地域戦略の策定から実行まで一気通貫で行う地域連携主体を新設する例は、国内でも珍しいと思われれます。地域のポテンシャルや連携の素地を踏まえて、そして今というタイミングを逃さずにスピーディーに取り組みたいと思いますので、どうか皆さんにもご期待をいただき、ご支援をよろしくお願いしたいと思います。

現在、福岡県が主体となって特区申請も現在しています。これは北九州、福岡を取り込んだ、麻生知事の強い思いの込めた提案を内閣府のほうに出しているわけですが、それが1つ、それからもう一つ、福岡市が国土交通省のほうにも出していると思うのですが、内閣府のほうに出しているかもしれませんが、特に釜山との連携を入れたまちづくりについて、既に特区申請をしたと思います。

福岡ではずっと前からまちづくりを検討してまして、例えばJCはJCでなかなか立派な提言をつくりました。いろいろな形でみんながそれぞれ検討している、これをできれば今回のような形で全体をまとめて、そしてスピーディーに具体的な案をつくっていきましょうと思っています。福岡には素材はいっぱいあり、今までいろいろ検討してきた内容があります。そのため、部会をつくるのは全く心配しておりません。それよりどうやってうまく転がすかというのが大事かなと、思っています。ご清聴、どうもありがとうございました。

【辻委員】 ありがとうございます。

ただいまのプレゼンテーションにつきましてご質問、ご意見がありましたらお願いします。

【奥野委員長】 1ついいでしょうか。

【辻委員】 はい。お願いします。

【奥野委員長】 どうもありがとうございました。大変関心を持って聞かせていただきました。産官学民の連携について2点ほど。1点は、大きな連携組織をつくる場合、例えば官民の連携というと官と経済界、官と個々の新しい公共の場合には官による支援というふうな格好が今普通だと思うんですね。こういった大きな広いエリアで、いわゆる新しい公共的な、市民のほうですね。入れて組織しようと思うと、これは新しい公共の分科会の議論になるのかもしれませんが、そちらのほうの受け皿的なものが要るのだろうと思うのですけれども、その辺のいわゆる市民のほうをどういうふうに入れると考えていらっしゃるのか。それが1点。

それからもう一つは、粒子線治療なのですが、重粒子線ですね。これは民間のほうでおつくりなられたというのはすばらしいと思うのですが、なかなかほかのところは頓挫や凍結になっておりまして、それで、観光医療の中でも触れられたのですが、これから日本海側にある国立大学なども同じような目的でかなり関心を持っておられて、どの程度実現していくかというのは、これは国の政策の問題もありますからかなり難しいことではあるのですが、民間のほうでおやりになったというのは、観光医療ということに特にかかわらなく、ここでしなくても、これは広域圏で700人、800人の患者は年間あるというふうで、民間でやっていらっしゃるというふうに理解してよろしゅうございますか。

【橋田委員】 後のほうから先にお答えしますが、もともともう10年ぐらい前から炭素線のがんの治療施設をつくろうと自分も思っていました。九電にいたときに。まず、福岡の人工島につくろうとしましたが、なかなかうまくいかなくて、その時、佐賀県が名乗り出て、古川知事がぜひ九州電力からお金を出してくれと頼まれ、九州電力がいろいろ佐賀県にお世話になっているので40億円のお金を出しますと約束しました。しかし、150億円ぐらい集まらないと事業がうまくいかない可能性があるし、患者さんが毎年700人ぐらいいないと赤字になるという計算でした。それを国や行政に頼んでも始まらないから、みんなで金を集めようということになりました。自分は募金委員長になってますが、110億ぐらい大体集まっていて、あと40億ぐらいのところまでできました。

これがもう既に設計をしております、平成25年に完成しますので、今回の取組の中において、ぜひ広域的に連携をしたプランにしてほしいという皆さんの思いもあるので、佐賀県との連携を検討していこうと思っております。また、ハウステンボスに福岡の経済界はお金を10億円出して、ハウステンボスが破綻するのを防止しようということで手助けをしました。HISの澤田社長がやってくれたのですが、それもたくさんの民間企業で応援して再生させました。それから、澤田社長が持ってきてくれましたが、福岡にコスタクルーズが40隻入ってくるようになりました。もっと福岡の港に持ってきてくれと話しています。

もう一つ、民についてですが、先ほどは触れませんでした、実は熊本でオリーブ事業を九電工でやっています。この事業は大規模にやろうと思っております、これは九電工が全部協力してやるという枠組みでつくっています。それは、オリーブを九電工が苗木を無償で皆さんに渡して、遊んでいる土地、耕作地でなくなった土地がいっぱいあるのでそこで育ててもらいたいような仕組みです。天草は毎年のように6,000名ぐらい人が流出して、今、大変なことになっています。そこを何とか活性化させようということで九電工の事業として実施しています。今はテストプランでオリーブを育てていますけれども、これがうまくいくということになれば10万本ぐらいのオリーブの木を植えて、そのうち9万本は天草の農家の人たちに育ててもらって、でき上がった果実は全部、九電工が買い取って、オリーブ事業に使うという仕組みでやっています。この取組に対し非常に賛同者が多く、今、4,500所帯から自分たちが育てるという申し出が上がっています。これにボランティアも一緒にやると、いわゆる民のベースにもなると思います。

そうすると、新幹線が走り、熊本の活性化及び過疎化してだんだん沈滞している地域の活性化にオリーブ事業を通してなるのではないかと考えています。みなさんから賛同を得られれば、連携させることによって天草の地をオリーブの島ということで売り出して、イルカウォッチングと組み合わせるなどそういうことが検討できるなど思っています。そういうふうだんだん広がりを持たせることができるということで、これをぜひ成功させたいと思っております。

それから、最初に先生がおっしゃった受け皿のことですが、もう少し具体的にどうのご質問か教えてください。どこかに何かつくらなといけないということですか。

【奥野委員長】 今少しお話がございましたけれども、そういったものが大きくなって、そこに話を持っていけばいいという、そういう連携組織みたいなものが新しい公共のほう

で何か芽生えつつあるのか、あるいはそういうことを考えていらっしゃるのか、その辺を。

【橋田委員】 それは、きょうプレゼンいたしましたこの組織、これをうまく働かせようとして考えています。資料の17ページです。官民連携主体のイメージ案というのをここに出しましたけれども、このシンク&ドゥタンクいわゆる事務局があるんですけども、実際は会社組織にして、その会社が動かしていく形になるかなと思っています。そのときにバックアップ体制は全体でしていくという考えです。基本的な考え方は、自分たちの町は自分たちでつくるのだという理念でなければだめだという思いです。

したがって、だれかに頼っていくということではだめですから、みんなでつくりたいいけないという共有の考え方を持って望むということです。九州知事会というのは、もう大分前からできていますが、地域戦略を九州一体として考える知事組織になっています。その中から観光推進機構をみなさんと一緒になってつくりました。これまでバラバラに使っていたお金を観光推進機構に全部まとめて、年間予算5億円ですが、九州を一体とした観光のために使おうということにしています。実際、事業運営をやるとすると何らかの組織とか要りますので、プロジェクトを遂行する部会をつくって順次できる案件からやっていくことを考えています。そのときに役割分担、いろいろなところが負うことになると思いますが、どこか1カ所で全部やるというのは、それは難しいかなと思います。

【奥野委員長】 はい。ありがとうございました。

【辻委員】 その他、いかがでしょうか。

【関根委員】 私も今のお話に少し関連する質問です。産官学連携というところまでは確かにわかりますが、民というのをどちらかというと産に近いイメージでとらえていらっしゃるような印象を少し受けました。いわゆる市民団体などのNPOのような活動で、自分たちの町を自分たちでつくっていききたいというような、そのような「民」の活動というのはこの中には組み込まれているのでしょうか。

【橋田委員】 それは今日の資料には、まだ具体的に組み込まれていないのですが、さっき言いました天草の話は、もともと火をつけたのは我々の方です。これからみなさんにやってもらうのは町をみんなでつくっていくということです。実は収穫については大変な労力が要ります。これは細川元首相の奥さんからもご要望が上がっていますが、NPO法人の身障者、障害者の人たちを使ってくれ、参加させてくれと言われていています。それは大いに結構なことだと思います。天草での取組みはどちらかというとボランティア団体の領域でもあると思います。

まだありません。韓国とか中国につくろうとしておるようですが、恐らくまだまだ海外から、その治療に來たい人はたくさんいると思うので、そういう意味で今回の取り組みで検討してみてもはと思っているわけです。

【関根委員】 いえ、それはよくわかるんですけども、ハワイやインドなどでも、そういう医療観光が今どんどん進んできていますので。要するに福岡を、海外と同様に、例えばベビーカーでどこへでも行ける町にしようとか、高齢で高額所得者の皆さんたちが世界中から集まってくるわけですから、そういう方がきちんと車いすで移動できるまちづくりをしていこうとしていらっしゃるんですかという質問だったんです。

【橋田委員】 いや、そこはまだです。

【関根委員】 それが福岡におけるユニバーサルデザインとは、という質問だったので。もしかすると、このユニバーサルデザインという言葉が、熊本や佐賀と違って、福岡に全く浸透していないので、ごめんなさい、もしかすると私の質問の意図は誤解されたかもしれないですね。

【橋田委員】 いや、そこまでは僕らはまだ考えていません。

【関根委員】 ああ、そうですか。

【橋田委員】 それは当然、ちょっと待ってくださいね。うちの事務局はどうかね。そこまで考えているのか。

【橋田委員（随行者）】 考えてはいますが、確かに実施に移すといろいろ課題は当然、関根委員ご承知のとおり。

【関根委員】 すみません。ちょっと突っ込んでしまったかな。ごめんなさい。一応、空港や港湾の施設など、公共の場所に関してはバリアフリー新法という国の法律で、ユニバーサルデザインにすると決まっていますが、港とか船とかに関しては、海外のほうがずっと基準が厳しいのです。そのため、クルーズ船の寄港に関しても海外のほうの法律が適用される可能性が高いんですね。ですから、このユニバーサルデザインをもう少し福岡でも進めていただかないと、ほかの国の船は立ち寄れないとか、実際にメディカルツーリズムで九州にいらっしゃった方々が、町の中を車いすで自由に動いて回れないという課題が出てくるので、そういった視点も入れていただきたいという意味です。失礼しました。

【橋田委員】 わかりました。ありがとうございました。

【関根委員】 いえいえ。

【辻委員】 私も2つ、確認の意味も込めて質問したいのですが、1つは、今回、この

構造、官民連携ということで、特に福岡都市圏を念頭に置かれてやっているわけなのですが、私も個人的に福岡県の仕事を若干手伝わせていただいている立場からすると、福岡都市圏と言っても何か福岡県庁から考えた場合の福岡都市圏と福岡市から考えた場合の福岡都市圏、事業の見方に関してかなり、物によっては結構差があるなど感じることもありまして、それは空港の問題をはじめ、ありましたと。この官民連携の組織の中で、福岡都市圏をめぐる福岡市の役割と福岡県の役割、これをどういうふうに考えておられるのかというのが1点お聞きしたい点です。

それからもう一つ、このグループの中の大きな内発的地域戦略の軸としては、今回、前面に出ました民との連携とあわせて県境を越える部分の連携というのがある。今回、事業展開のお話の中では県境を越える部分の効果が十二分にあるのだというお話をさせていただきましたが、17ページの官民連携の主体図の中では、基本的には他県は入らず福岡県及び福岡市に立地しているところをとりあえず中心に立ち上がる、こういうイメージですね。このイメージと、この今回の県境を越える連携という部分についてどういう発展のイメージなり、お考えをお持ちなのかというのを確認させていただきたいのですが、よろしくお願いします。

【橋田委員】 まず、中心、中核になる福岡が動いて、それから、隣県なり周りに声をかけていかないと考えています。例えば佐賀県も大分県もと一挙に言ってもばらばらになると思います。やはり福岡が中心となって、こういう組織体をつくって、ここに参画してもらい形をつくるのがいいのではないかと考えています。しかし今回のプレゼンで勝手に話をするわけにはいけないため、古川知事には事前に話しました。熊本県の蒲島知事とは極めて親しくさせていただいているので、蒲島知事が反対するとは思えないですが、勝手に話をするわけにはいけないので、次回までに話をしておきます。

実は、自分は有田、伊万里の焼き物もすごくやっぱり魅力があるので、観光の中に取り込んでいくことを検討していきたい。文化も含めてですね。それから、博多湾を魅力ある港にしていけば、唐津、平戸、さらには天草まで含めた範囲で検討できると考えています。そういうことになりますと、当然、隣県との連携が入ってくると思います。そういう意味では可能性は非常にあるなと思っています。

それから、県と市の関係ですけれども、実は今回は、福岡県は北九州、福岡全部入れた大々的な特区構想を内閣府に提案されています。福岡県の構想とかぶってしまう構想をいろいろ出しても話が複雑になりますから、福岡県が考えておられて、今出しておられる構

想の中でこの中に取り込める項目を検討しています。例えば水素ガスの事業なども福岡県は一生懸命やっておられるし、北九州は環境都市としての特区申請もしてあります。医学もそうですし、ロボットもそうですし、いろいろありますが、でも、今回は福岡都市圏を中心とした会議体をまずつくろうということで動いていますので、いずれは福岡県を巻き込んでいかないといけないと、そう思っています。

【辻委員】 ありがとうございます。

それでは、続きまして第2の議題につきまして事務局から説明をお願いします。

【中井川広域地方整備政策課長】 それでは、議題の2につきまして資料の3に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず、1ページ目、この資料の趣旨は、今後の議論を集約の方向に向けた論点整理ということで事務局から提示させていただくものでございまして、前回、三遠南信と歴史街道の事例がございましたし、本日はまた橋田委員から九州の事例もございましたので、そういう先行事例を踏まえたときに今後皆様に議論していただく場合の1つの論点ということでございます。

まず、論点の1つ目でございますが、「地域連携主体の組織はどうあるべきか？」という見出しをつけさせていただいておりますが、趣旨はここに記載のとおりでございまして、やはり従来の行政の枠組みを前提とした、いわゆる戦略なり計画というものが非常に限界に来ているだろうということで、これは民間企業なり、先ほどNPOというお話もございました。あとは学というお話もございました。そういう多様な主体が連携して内発的な地域戦略を策定して推進することが必要であるだろうと。そういうものを推進する場合の体制づくり、この場合、私どもは地域連携主体というふうに命名させていただいておりますけれども、それをどのように体制を組んでいくべきかというような論点でございます。

それで、(1)といたしましては、いろいろな主体が構成員として参画する場合、それぞれの主体にどのような役割なり責任なりを求めるのがいいだろうかと。ただ、先行の3事例を拝見いたしておりますと、非常に地域の実情とか地域戦略の策定の動機づけですとか、そういうことによって非常に多様性がございます。多様性の中で、そういうのを踏まえた中で最大公約数的な部分もあるでしょうし、そこが地域の個性等を踏まえた場合がよろしいということもございまして、そういうことでどういうものがあるのかということ。

それから、2点目といたしましては、今回のキーワードとしては官と民の連携。行政サ

イドと非行政サイドの連携というふうに申し上げたほうがよろしいかもしれませんが、それを構成する場合にどのような点に注意したらいいだろうか。構成の際、運営の際、それをどう考えるべきか。それは当然、双方のメリット、デメリットというものがあるでしょうから、その辺を踏まえていただければということでございます。

それで、3点目といたしましては、地域連携主体のガバナンス、これは地域連携主体、仮に一定の組織体ということ想定した場合に、その地域連携主体が円滑に戦略を策定し、または実施する。そのために例えば意思決定の手続きですか、プロセスでございますとか、あとは組織と構成員との拘束関係と申しますか、位置付けと申しますか、そういうものはどうあるべきかというのが論点の1でございます。それで、参考事例ということで、きょうは九州の事例は今ご発表いただいたとおりでございますので、前回、各委員からのプレゼンテーションや何かで参考になる事項を下のほうにつけさせていただきました。

それから、論点の2でございます。論点の2につきましては、地域連携主体のミッションは何だろうかということでございます。これは具体的に申し上げますと、地域連携主体が策定した戦略をどのように実効性を持って実施していくか。そういう意味での推進力はどのように確保されるべきかということでございます。それで、これも先行事例を拝見しておりますと、地域連携主体がみずから行う場合ですか、もしくはその構成員がその連携主体の意を受けて個別に行う場合ですか、そういうものがございまして、そういうものが例えばどういうふうな形で整理できるだろうかというのが1つ目でございます。

それから、仮にその地域連携主体がみずから実施する場合には、どのような権能、これは権能という言い方は非常に微妙な表現でございますけれども、行政権能減ということのみならず、例えばみずから実施する場合もしくは構成員に実施させるのをある意味では確実に担保するためにどんな役割なり、事務機能を負ったらいだろうか。あとは財政部分もあるかもしれません。それがどのような権能を付与すべきかということで2点目でございます。

それから、3点目でございますが、そういう地域連携主体に対して国はどのように、まあ、支援と書いてございますが、コミットメントのあり方というふうにご理解いただければと存じます。それで、ご案内のとおり地域主権の考え方を踏まえますと、国の関与は最小限にやるべきということご案内のとおりでございます。そうした中で国がどのようなコミットメントをしていくべきかということでございます。それで、これ、1ページめくっていただきますと、4ページ目を少しごらんいただきたいわけでございます。実はこれ

はワーキングなり委員会の第1回目、平成23年度の概算要求において私どもが想定しているスキームというのがございますので、これについてのコメントという形でいただければということでございます。

繰り返しになりますが、もう一度申し上げますと、行政、民間が共同して組織する地域連携協議会、この地域連携協議会は当然、共同して組織するに当たっては一定の戦略の骨子と申しますか、方向性と申しますか、いわゆる組織する目的というものがあるわけでございますので、そういう目的と、それから、協議会の正当性や何かを含めて国土交通大臣が大臣認定を行うというのが1つのプロセスという形でございます。それで、その認定を受けた協議会を下のほうで認定協議会と書いてあるわけでございますが、それに対する国のかかわり方といたしましては、1つは財政的な支援というのがこの肌色、赤く塗った部分でございます。それからもう一つは、認定協議会から国なり、もしくは協議会の構成員以外の地方公共団体等なりに一定の事業なり、制度なりについての改善措置についての提案ができる。それに対して国等の応答義務がかけられるようにしたらどうだろうか。こういうことを1つのスキームとして念頭に置きながら概算要求をしたという経緯がございます。

それで、1ページ戻っていただきまして、そういうことを一応、前提としていただいた上で、じゃあ、例えば国が地域連携主体そのものを認定するに当たり、どのような視点で行うべきかという点。それからもう一つは、先ほど申し上げました提案及び応答義務によるという仕組みでございますが、それが有効に機能するためにはどのようなことに留意すべきかという点。それからもう一つは、今申し上げた提案、応答義務以外に国としてはどのような支援をすべきなのか。いわゆるこれが国と地方とのある意味では距離感などをはかりながら、どういうものであるべきかという点が一応論点として挙げられるかと存じます。

なお、参考資料といたしまして、特にご説明申し上げますが、参考資料1といたしまして、今、現行法上の類似の制度——類似と言っては語弊がありますがけれども、いわゆる共同体を構成する組織体として法定されているものの事例、それから、参考資料2といたしましてはイギリスの広域的地域戦略の概念図をご用意させていただきましたので、この辺も議論の中でご参考にしていただければと存じます。

私からの説明は以上でございます。

【辻委員】 ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局の説明につきまして、皆さんからご質問、ご意見を申し上げます。

では、奥野委員長、お願いします。

【奥野委員長】 最後、4ページの右側の図は、これは理解できるのでありますが、この事業を実施するときにいろいろ見ていると、各地域、市なら市、町なら町、具体的などころにその事業でどういうメリットがあるのか。これはかなりシビアに自治体は求めてこられると思うんですね。やっぱり予算も出しますし、それがどの程度持続していくのか。これは多分、この計画の中にシンク&ドゥタンクでおやりになる中にいろいろなものが入ってくると思うんですね。1つ1つについてかなりその辺の細かい地理的な範囲、基礎自治体の中でのメリットはどうなのかということが求められてくると思うんですね。

それからもう一つは、ここの仕組みでは国が持続的にバックアップしていくという形になって、これがやっぱり大事だと思うんです。今までの、批判するわけではないのですが、国がご提案なさったことで、国交省というわけではないのですけれども、立ち上げのときは自分たちがかわります。それで、3年たったらもう民間のほうでやってください。あるいは地域でやってくださいというのは、これはなかなかうまくいかないケースが多いんですね。だから、ここで持続的なバックアップ体制ができているということ、これは非常に大事ではないかなという気がしています。今、感じています。

【辻委員】 ただいまの点、事務局、いかがですか。

【中井川広域地方整備政策課長】 今のご指摘の点、私どもが数年後まで、どこまでフォローすればいいのかということころは、いろいろな論点があろうかと思えます。ある意味ではテイクオフの、いわゆる立ち上げの段階で、ある程度軌道に乗ったら、むしろそのままでもいいのではないかということをご指摘される方もいらっしゃる一方で、今、奥野委員長からのように、やはり最初にかかわったからには最後まで、これはその事業によってケース・バイ・ケースかなという思いであります。

【福富審議官】 少しつけ加えますが、こういう新しいスキームを提案させていただく1つの流れとして官民連携主体が現実にはいろいろ動いているのですけれども、それを何らかの形でオーソライズしたい、より透明度を高めたいというのが1つあるのと、それから、それに対して国としてコミットはどの程度するのがふさわしいのかということころがちょっと気にかかる点でもあるし、何らかしなればいけないなというのがありますが、ここで私どもが用意している社会資本整備総合交付金というのを予算要求はしているのですけ

れども、全体の補助金の統合、あるいは一括交付金の流れの中で個別の政策テーマに対して、国がその効果を見定めながらダイレクトにお金を1対1で出すというのは非常に難しいような状況がある。

一方で、じゃあ、我々に何ができるのかといったときの1つの解として、非常にシャビリーに聞こえるかもしれませんが、国や他の行政主体に対して提案権を与える。それに対して回答義務をそれぞれの行政主体に対して課す。多分、これが恐らく委員長がおっしゃった継続的に関与するということの1つの流れだと思いますから、ウォッチし続けながらも、こういうかかわりをずっと持ち続けるという、そういうスキームだというふうに思っていただけだと思います。

【奥野委員長】 一番心配なのは、山分けする組織になってしまうと、それが何か一番困るなという感じがするんですね。連携が大事だということなんですね。そのときにやっぱり、さっきも申し上げた自分のところのメリットは何なのだ、行政的な、財政的な負担はもちろん求めるわけですから、そこを継続的にやっていくのが難しいなということなんですね。そのときに国のかかわりなどが、これは課長がおっしゃったように、いつまで続けるかというのは絶えずあるんですね。すべてのことをずっと解散まで面倒見るということではないと思いますが、何となくリーダーシップをとっていただくということは要るかなという感じがしましたもので。

【中井川広域地方整備政策課長】 補足で申し上げますと、当然、認定した場合は認定責任というのが生じてきますので、その認定後のフォローというのは、例えばご報告をいただいたりとか、そういうような形には当然していきますので、例えばそのときに認定当初と方向性が違ってくるということであれば、いわゆるその認定をどうするのかということを通じて、一定のシグナルというんですか、物をその認定協議会に対して発するということは制度上、当然、想定される仕組み得る話だと感じております。

【奥野委員長】 そうですね。

【辻委員】 宮脇先生、お願いします。

【宮脇委員】 今の委員長のご質問の関連なのですけれども、このガバナンスの問題にもかかわってくるのですが、今の地方自治体の広域連合ですとか、参考資料1のところを教えていただいているものがあるわけなのですけれども、こういう協議会のときに例えば都道府県とか市町村とか、各関与している組織が自分たちのメリットということに対しては温度差が出てくるわけです。これは当然あってしかるべきだと思うのですが、そのときに当

初入っていたメンバーというのが歯抜けみたいになったりしていってしまうと、その結果、全体のスキームというのが維持できないとか、非常に質が変わってしまうというようなことが現実に起こるわけですが、これは問題提起になってしまうのですが、ガバナンスの問題として一定のところまでの持続性を持たせるかというところは、この認定のところでも重要な要素になってくるのではないかと。

例えば病院での連合などの場合によく起こる事例なので、そのことが1つと、それから、ここに書いてある同じスキームのところの応答義務なのですが、これはこれからお詰めになられると思うのですが、応答義務というと、何か提案があったら、それに対して回答すればいい。もちろん内容はそれなりに詰められると思うのですが、ただ回答すればいいというのが応答義務。要するに尊重義務とか、認定をし、支援をしているところが提案してくるわけですから、単なる応答義務でいいかどうか。尊重義務といってもいろいろな解釈があるので、それでいいかとまたなってしまうかもしれませんが、その辺のところはガバナンス問題と同時に少し詰めないといけなかなと。

それとあと1点なのですが、これはそもそも論になってしまうのですが、この考え方、私、すごくいいと思うのですが、論点1のところでは組織はどうあるべきかという、そのべき論のところなので、これはいろいろ議論できる。その際に、この地域連携の目的というのは地域活性化ということだと思ってしまうのですが、その地域活性化を実現するために地域連携という方法を選択されているわけですね。その選択している理由というのでしょうか、そのところを内発的な地域戦略を行うためにということなのでしょうけれども、その価値観をもう少し明確にしないと、いろいろな価値観、いろいろな多様化という言葉を使えば使うほど、実はまとまったガバナンスがかけられなくなってしまって、まあ、ちょっと言葉は悪いかもしれませんが、自由放任みたいな形になってしまって、結局、最後は崩壊してしまうみたいなことになるので、あえてもう少し価値の絶対化というのでしょうか、そういうところをきちっと最終的には書き込む中で、こういう連携の価値観の柱というのでしょうか、そこにいろいろなものが乗っていくという形にしないと、どうもこういう連携組織というのは、いいように見えて持続性がなくなってしまうことがある。

【辻委員】 事務局、今の2つの点、いかがでしょうか。

【中井川広域地方整備政策課長】 幾つか非常に貴重なご意見をいただきまして、最終的には今のご指摘を踏まえて事務局のほうで法制化のときに具体的に詰めていかなければ

ならないわけですが、最初、ガバナンスも含めた組織のあり方と、いわゆる複数の市町村、連携の意味というところがございますけれども、やはり複数の市町村、行政体なり、そういうものが参画したとき、要するに国が乗り出す意味と申しますか、そういう点が1点あるということと、あとそれからもう一つはやはり経済活動自体が、恐らく1つの行政体の枠を超えて広がりを持ってきているのではないかというところの問題認識、その辺の2つが挙げられようかと思っております。

それからあとは応答義務の件でございますが、まさにご指摘のとおりでございます、私どもも最低限ということでは当然、応答しなければいけないけれども、そこを実効性あるしめるためにどこまででき得るのかというのは、関係者との間の調整で今後議論していかなければいけない部分であろうかなと思っております。

以上でございます。

【辻委員】 今、両先生から2つ質問がありまして、それに付随して私も少し確認のために質問をしたいのですが、1つは先ほど奥野先生からご指摘いただきました、この4ページの図、総合交付金の図もあり、右側のほうなのですけれども、この中の応答義務に関して、「国等」と書いているんですね。この「等」というのは、どこからどこまで入るのかというのが1点です。

それから、今、宮脇先生から質問された中身で、これは2項目とも今後これをどうやって運用していくかにとって非常に重要なところだと思うのですが、今回出された参考資料1のうち、一部事務組合と広域連合については、結局、これ、法人格を持っていて法定します、これは一度成立しますとそう簡単に抜けれられない。だから、抜けるのが大変。逆に言うと、これをつくってもらうために今かなり苦勞するという実情があります。これに対して自治法上も法人格のない協議会をつくるというのがありますし、国土形成計画法に基づくような法人格もない別途協議会を設置するという考え方もある。したがって、今つくろうとしているものに関して、いわゆる全く新しい制度をつくるのか、それとも既存の法定協議会なり、既存の一部事務組合なり広域連合なりというものの中で、県境を越えるものに関しては認定の対象にするのかということが1つ大きな課題としてあるのではないかと思います。

それから、法人格を持たせる場合に自治法の関係で言うと、これに民間を入れる組織ってないんですよ。だから、法制度上、これをどうやって組んでいくかというのは結構難しい話になっていて、したがって、いわゆる任意の協議会、これで法律に基づかないけれど

も、任意の協議会で幾つかの要件を定めて、それに即してしっかり県境を越えるもの、民間も加わっているというようなものを対象にしていくということが考えられるのかどうかということですね。これをお聞きしたいというのが2番目。

これに付随して、先ほどこれも宮脇先生がご指摘されましたが、集団無責任ということはあるわけですね。最初、予算がついたときは一生懸命やるけれども、あとはやらなくなる。そうしたときに結局、どうしても——もちろん民間なり自治体なり、それぞれ混成して県境を越えてつくるわけですが、どうしても事実上の組織の原動力、主体のようなものがないとなかなかうまくいかない。これは前回のヒアリングで言いますと、三遠南信の場合であればやっぱり、その県境を越える3市、これが原動力となつてうまくやっています。

これに対して歴史街道のほうはどちらかというと、ここは純民間で、純民間の広域性から県境を越えて関係団体とも協力しながらやっている、こういうイメージだと思うんですよ。今度のつくる連携組織というのは、形式的には満たさなければならない要件というのはあると思うんですが、その中でやっぱり事実上、民主導で民が主に県境を越えてやっていくようなものと、それから、県境を越える市なら市が事実上主体的にやって、それに民が加わっているようなもの、そういうような実質連携主体のバラエティー、これをどの程度許容できるような制度設計にするのかということについて、現時点でのお考えがありましたらお聞かせいただきたいのですが、よろしくお願いします。

【中井川広域地方整備政策課長】　まず、第1点目の「等」の話でございますが、4ページ、もう一度スキームの図をごらんいただきたいわけでございますけれども、右側の図でございますけれども、国等の応答義務の「等」でございます。それで、左側に国土交通大臣と書いてございますが、これが国だと思っていただければよろしいわけですが、右側に協議会の構成員以外の地方公共団体というのがございます。

つまり、私どもの考え方といたしましては、先ほどのガバナンスの問題にもつながってきますが、恐らく認定協議会の構成員である都道府県、市町村や何かの持っている1つの、先ほどの役割と責任ということであれば、認定協議会のある意味決められた事項というのは、その構成員として、例えばそれが条例に基づく制度運用の改善ですとか、そういうものはやるだろうという想定がございますので、例えば協議会の構成員以外の、協議会に入っていないような市町村なり、県なりに対して何らかの支援なり、制度の運用改善や何かを提案するということがあり得るのではないかとということで、「等」というものを入れさせ

ていただいているということでございます。

それから、2番目の問題というのは非常に難しい問題でございますけれども、できれば法人格というお話もでございますけれども、先ほど辻委員からご指摘ございましたように、今回のポイントというのは官プラス官以外と申し上げたほうがよろしいかと思えます。官民と言っておりますけれども、そういうものが加わったときに動き得るような組織体ということでございますので、どちらかといいますと、いわゆる法人格というよりも任意性の強い組織体ではないかなというイメージでございます。ただ、そこは法人格というところについても可能かどうかというのは、当然、事務的には検討しておりますけれども、一応、そういうところも視野に入れているということでございます。

それからあとは組織体の1つのイメージをどこまでやるのかというのは、ある意味では、先ほど辻委員からご指摘があったとおり、三遠南信のときのいわゆる原動力となっているような主体が非常に大規模、浜松市等の大規模市が中心となって動いているということに対して歴史街道は民ということでございますので、そういう場合にいわゆる制度で予定している部分と、それから、ある意味ではそれが拘束し得るような感じになったらいかんのかなというのは、ここは非常に悩ましいところで、ただ、あんまり何でもオーケーですよみたいなところもなかなかつらいなところはございます。それで、現在、私どもとして最低限といいますか、考えておりますのは、必ず、いわゆる多様な主体ということであれば、一部事務組合等のような官のみではない、いわゆる官以外のものが参画するというのは1つの必須要件になってこようかと思えます。

あとは、繰り返しになりますけれども、一定の複数の市町村なり、県なりの区域を越えるという意味での広域性を持った、広域の中での連携、ある意味ではそれが、連携主体同士がなかなか協議が整わないときに国のほうから、ある意味では認定を通じて貢献的な役割も果たし得る。先ほどのご指摘がございましたけれども、そういうことで一定の広域性というのが必要なのかなと。現段階で構成として決まっているのは以上だと思っております。

【辻委員】 その他、いかがでしょうか。大川先生、お願いします。

【大川委員】 なかなか難しい話なのですけれども、少しわかりにくい点があるので質問したいのですけれども、最後の4ページですか、国土交通大臣から社会資本整備総合交付金の交付、先ほどこの交付金についてはちょっとグレー的な発言があったような感じなのですけれども、この前のページの合わせ技というところを拝見していると、地域戦

略を支える基盤整備支援ということでソフト事業と民間とハード事業、行政の合わせ技一本というお話がこれに出ているわけですが、これをもう少しご説明いただきたいと思うのですが、この民間が何らかの事業のソフト面というんですか、そういうところ、民間、あるいは地元がソフト面を組み立てて、何らかのハードの施設が必要だとなったときに行政のほうで、先ほどの4ページの社会資本整備総合交付金の交付というところにリンクしてくるのでしょうか。この辺、ちょっとよくわからないのでご説明いただきたいと思うのですが。

【辻委員】 事務局、お願いします。

【中井川広域地方整備政策課長】 結論から申しますと、それはもう正直申し上げますと、ここのいわゆるハード事業（行政）というのは、歴史街道の例から申し上げますと、その県なり町等の地方公共団体という形になりますので、それは社会資本整備総合交付金につきましては交付対象というのが主として県、まあ、市町村にやる場合も住宅等、一部ございますけれども、そういうことでございますので、県のほうでそういうような事業立てをされたときに、その交付金が流れるということは当然制度上は可能になっているということでございます。

【福富審議官】 すみません、先ほどの私の発言が多少後ろ向きに聞こえたかもしれませんが、制度設計そのものが今極めて途中状態にあるものですから、来年度の予算に向けてどういう形で落ち着くかというのがはっきりしないというのが1つあるのですが、ただ少なくともこういう公共団体、現場、現場で頑張っているお仕事に国としてできる最大限の努力はするというので、例えば今いろいろな形で補助金が一括化されていますけれども、そのときの積み上げの中には、実際、こういうものが入っているかというのは、多分、事実上チェックされる話が1つあるのと、それから、この制度スキームともかわりますけれども、国がやるべきことというのも結構あるはずなんです。ですから、国の直轄事業みたいなものもありますから、そういうものがこの中でどうやって有効に効果を発揮するかというのも、その約束、検証しながら多分組み立てられると思うんです。

ですから、先ほど中井川のほうがいろいろご説明申し上げましたけれども、恐らくこの認定に当たっての、辻先生がおっしゃったみたいな、どういう基準でというのと、それから、戦略内容にどこまで盛り込むのかというのと、その戦略内容が構成員をどの程度拘束するのか、それによってどのぐらい持続性が発揮されるのか。その出口として、じゃあ、そのいろいろな拘束力がある一方で、どの程度のこの認定協議会というのが権能を用いる

のかというところはセットで多分、制度スキームを構築しないとバランスが悪いものになると思いますので、そういうものをどうやってこれから、あと1カ月か、2カ月かわかりませんが、構築したいなと思っています。

【辻委員】 よろしいですか。

【大川委員】 はい。ありがとうございました。

【辻委員】 それでは、戸田先生、お願いします。

【戸田委員】 三遠南信を發表させていただきましたので、三遠南信にどう適合するかというふうに考えると、いろいろ思いめぐるところであります。1つは、先ほど辻先生からお話でしたが、官型と民型というのは多分かなり違うのだろうなということで、どちらに重点を置いて設計されるのか。あるいは分けるのか。私どもの場合は市町村という、自治体ならではの拘束要素と特性がありますので、そのところをどう見るのかなということがあろうかと思えます。

もう一つは、この連携主体を例えば全国でどの程度の数のものとして想定していくのか。つまり、広域地方計画の地方という範囲をかなり引っ張っていく、10なら10、その程度を主体として、これをやればローカルがかなり上がっていくというような形でやっていくのか。

3つ目ですが、広域で官民でということなのですが、なぜこれをするのかというところがやはり問われると思うのです。ただ、広域で今までばらばらでやっていたものを1つにするという合理化だけの議論であれば、官民で新たな主体をというところは、そうでなくてもできるのではないかなという気がします。そういう意味で、これは1回目の議論だったと思うのですが、なぜ広域で官民でというようなことですが、自律していくという、律するほうですね。律したときに官と民が自分で決められる、あるいは一緒に考えることで新たなものを生み出していける、創造していくようなところが重要ではないか。三遠南信の場合は官民一緒になったから、こういうものを生み出していくことができたというところがあるかと思うのです。そういう意味で、ある形を決めて、それだけで適応できる、適応できないということなのか、入り口を広げて、少し段階的に考えることが出来ないか。というのが、官民連携を引き上げるという点では有効な見方になるのではないかなと感じました。

とりあえず、今、ご質問と。

【辻委員】 それでは、質問に対する回答とその他、感想、コメントも含めてお願いし

ます。

【中井川広域地方整備政策課長】 なぜやるのかという目的のところは、まさにご指摘のとおりでございます。私どもそういう趣旨に従ってということでございます。

それからあと、何カ所やるのかというところでございますが、ただ、私ども広域地方計画ごとに何かやっていくとか、そういう既存の私どもの制度の枠組みの中で1カ所ずつみたいな感じになりますと、まさにそこは先生がおっしゃるように、いわゆる地域から内発的に起こってきたものを拾うということではなくて、まさに国たる完成、何か内発になってしまいますので、そういうことではないということでございます。それで、何カ所かというのは、私どもが想定しておりますのはやっぱり予算上は数カ所程度という感じの、一応、予算上の要求はしているところでございます。

ただ、これも非常に悩ましいのは、どっちがニワトリか卵かではないのですが、こちらがまだできていない組織体に対して、こちらが何か何カ所ということをあれしてしまいますと、何か特定のところをこちらが釣っていくような感じのイメージになってしまいますと、それはそれでまたある意味では、この私どもが目的としているスキーム自体と矛盾が生じるなというところもありますので、私どもから、要するに全国で例えば10カ所やって、各ブロックごとに1カ所みたいな、そういうようなアプローチはしていないということでございます。

【福富審議官】 いいですか、次。

【辻委員】 はい。お願いします。

【福富審議官】 官主導か民主導かという話があったのですが、気持ちとしてはもともとプロトタイプというのは民主導だったのですが、いろいろ現場というか、実態を見ていくと、地方部においてはどちらかというところやっぱり市町村役場とか、そういうところが引っ張っていくほうが現実にはマッチするような事例も多くて、都市部に行くと、きょうの福岡ではないですけども、企業、経済界がかなり問題意識を持って引っ張っていくというのがあるので、それは基本的には両方包含するようなスキームにしないと、多分、機能しないのではないかとこのことがあります。それから、かなり熟度が高いものもあれば低いものもあるということも、それもやっぱりできれば両方含めるようなスキームをつくりたいというのが今の、まあ、それができるかどうかというのはまた次の議論ですけども、という思いがあります。

【戸田委員】 三遠南信としては大変期待をしております。それが大前提でのご質問で、

決してネガティブな意味ではございません。

【辻委員】 宮脇先生、お願いします。

【宮脇委員】 今のお話に関連するのですけれども、論点1のところの地域連携主体のガバナンスの問題なのですけれども、先ほどご発言がありましたように民間と行政というのは性格が違う。違うから連携して意味があるわけで、ですから、その違うところの性格をどう結びつけるかということだと思っておりますが、やはりこの地域連携のときのガバナンスの場合にはイコールフットィングというのはやっぱり機能しなくなるものだと思うんです。ですから、官が上なのか、民が上なのかというのはいろいろ議論があると思うのですが、私は民というところがまず原則、この中心となって、それで核になる。ただし、OSの核として行政側になる場合があっても、それは排除できない。例えば北海道でもそういうことを見ていると、やっぱりありますから、ただ、どちらが中心になるのかという理念形というのはやっぱり示しておく必要性があって、ただし、排除してしまうというのはよくないわけで、その辺はやはりガバナンスとなると単なる横軸のイコールフットィングということだと動かなくなるという、そういう点が1つ感じました。

それと、それを前提として考えると論点2のところの②なのですけれども、その主体となったところ、あるいはその核になる機能というところを周りがバックアップするという構造だと思うんです。みんなで頑張りましょうというのはわかるのですけれども、先ほどお話がありましたように、みんなで頑張るといのはみんながとまってしまう危険性もあるわけですから、やっぱり何らかの機関車的な位置付けというのが必要になって、ただそこに依存しないような形の権能付与というのでしょうか、だから、民間であれば、これは言い古されていますけれども、民間中心で、当然、民間に、まあ、表現がいいかどうかわかりませんが、そのプロジェクトの経営責任的なこと、これはもう完全にゆだねてしまう。それで、それが発揮できるように行政側はサポートをするのだとか、それがいいかどうかはまたご議論いただかないといけないのですけれども、スキームというものを幾つかそろえる。

ですから、Windowsをつくるようなもので、その上にアプリケーションというのは幾つかあっていいと思います。ただ、とんでもないアプリケーションは排除しなければいけないのですけれども、そういう形でのOSの部分をきちっと議論することなのかなと、これは意見といたしますか。

【辻委員】 今の点、どうですか、事務局。

【中井川広域地方整備政策課長】 ご指摘を踏まえてという形になろうかと思いますが、いろいろな形態があるのを1つは、こういう形態を想定している、いわゆるパターン1、2、3というのをやるのが、それを例えば法令を含めた制度に落とし込んだときに、どこまでそういうのを視野に置いてできるのかというのは、引き続き具体的な話もありますので、またご指摘を踏まえて検討させていただきたいと思います。

【福富審議官】 もう1個、すみません。

【辻委員】 はい、どうぞ。

【福富審議官】 今、宮脇先生がおっしゃったOSとアプリというのは非常にわかりやすい例えだと思います。基礎的な成形はきちっとされていて、アプリケーションでかなり柔軟に対応できるというのが、多分一番理想的だと思うので、そこら辺やっぱり我々も意識してつくらなければいけないなと思います。

【宮脇委員】 先生、1点だけよろしいですか。

【辻委員】 はい、どうぞ。

【宮脇委員】 先ほどの財政面のことってやはり重要になると思うんですね。そのときに、仮に実現したとして総合交付金というものの自身は、これは当然単年度でやられていくことになるわけですね。そうすると、これ、大学の例を引き出すのがいいかどうかわからないのですけれども、例えば大学などのプロジェクトの場合には何年間というのは一定の確保をするというやり方をしますよね。そうすると、その年限に向かって努力できるという一定の安定性みたいなものが確保できるわけですが、こういうものでも単年度でできるものもあれば、やっぱりそうでないものも当然出てくるわけですが、その辺の何か工夫というのはあり得るのでしょうか。

【中島国土計画局長】 今のいろいろな交付金をつくってきましたけれども、結論はまだ出ていないんですけれども、従来のやり方は一応、数年間の計画を出してやる。その計画の中に、5年とかが多いんですけれども、事業を書いてもらって、その計画、予算と切り離した制度レベルでは、その5年間の計画を了とする。ただし、予算としては、これは単年度予算主義というのは微妙な妥協の産物でありますけれども、毎年度、予算をこれだけつけますねと。申告があるとしたら全体の予算額の何%という管理をちゃんとしていく、そんなことで折り合いはつけている。計画を5年分認定したからといって、5年の予算を一遍に渡すということではない、そんな。

【宮脇委員】 はい。

【中島国土計画局長】 今度の仕分けでどうなるかわからないんですけども、ちょっとわからないですね。そういうことになると計画を見るということなので、計画を見るのはいけないという、もっと外形的に自治体の面積、人口、その他交付税的に配れというご意見もあるので、そうではなくてやっぱり内容を見させてくださいという旧補助金、官庁的な発想、交付税的な発想とちょっと今議論があるところです。

【辻委員】 関根先生、お願いします。

【関根委員】 はい。こちらの参考資料2の英国のほうを見ていて、大変感動したのが、Single Programというものです。各関連省庁を11個まとめて、地域としては、使途が比較的自由的な交付金を受け取るというふうになっていますね。私もこれまで経産省や総務省から地域の交付金等を受け取って、自治体と共に活動するケースが多かったのですが、今回は国交省のプログラムです。地域の側からするといろいろなものがばらばらに動いていて、大変やりにくいという状況にもなっているんですね。

例えば総務省では、さっきアプリケーションの話が出ましたけれども、クラウド系のところでいろいろお金をつけていらっしゃいます。こういったものと、今回のプログラムでも、本来は連携していただきたいというところがたくさんあるわけですね。せっかく広域ICTとか、広域クラウドといった部分の予算を総務省はつけているんだけど、それと国交省は全く連携していないような気がするのです。例えば国交省が今後このSingle Programのようなものを国に対して提言されて、地域としては使途が比較的自由的という形にいただけると、とても助かるんですけども、そういった形での交付金というのをお考えになっていらっしゃるのでしょうかという質問です。すみません、答えにくいと思いますが。

【福富審議官】 この制度について詳しいのは、多分、後ろのほうにいるかもしれませんが、イギリスの場合は、いわゆる地方の市部局の統合という形で、この地域開発庁というのが一本にまとまってしまっているんですよ。ですから、そこは縦割りを超えて1つのルートができているということ。これは日本の場合どうなるかというのは、今議論にはなっているところなのですが、それとは別に我々が関心を持ったのは、この地域の活性化計画というのをつくってあげて、それがいいとなればパートナーシップなどを含めて、そこに着目しながら国のお金が出るようなシステムがありますよというので、このSingle Programって、よく例では出すんですけども、下のほうは日本ではいきなりどうかなみたいな話があります。

一方で、私ども、これ、構築したのは、別に国土交通省の領域限定というわけではなくて、挙げて応援をするという先ほどの議論もありましたけれども、というシステムをつくりたいなということで、当然、国交省が分担している部分については、それは一生懸命やらなければいけないと思いますが、他の役所が持っているお仕事、まあ、お金も含めてだと思いますけれども、についても、さっき、提案回答権というので非常に軽く言っていましたけれども、あれは各省に対してもこういうことをやってくれというのをお願いができるとか、自治体に対してもこういうことをやってくれというのをお願いできるという、そういう部分も含めて権能というか、役割を与えるというのをこの中に込めていますので、それに対して出せませんという返事が来るかもしれませんが、かなりオールラウンドに自己主張ができるという認定協議会だと思っています。

【関根委員】 わかりました。大変期待しております。よろしく申し上げます。

【辻委員】 戸田先生、どうぞ。

【戸田委員】 今のお話しの関連ですが、そうなってくると、この組織というのは非常に強いものになりますし、影響を及ぼすということになってきます。三遠南信の場合で計画をつくる時に県等々の同意がなかなか得られない部分があつて、それでビジョンという言い方にしました。ビジョンを出しておいて、実施するものについてはその段階でだんだんと調整を図る。事業は調整するのだけれども、ビジョンはいわばその地域の思い、願望のようなものが出ている。現実にはそれでないと国の計画、あるいは県の計画等々の調整ができなかったという結果です。今回のこの連携主体が、当然、これは県をまたいでというようなことになってきますと、同様なことが計画段階で出てくるということになります。それに対して国がどのような見方をされるのかということで、何かあれば教えていただきたいですが。

【中井川広域地方整備政策課長】 今回のスキームということ的前提に申し上げますと、想定していますのは、例えば三遠南信の事例、直接のことで非常に、きょう、川勝知事がおられないので、そういうこともありますけれども、例えば愛知県さん、長野県さん、静岡県さんがこの三遠南信の協議会にご加入になれば、当然、そこでの意思決定と県の計画との調整が行われるだろうという感じでの、スキームが想定しているのは、まずそういうことをございますし、仮にその県のほうが参画されないということであれば、私どもが認定をした後の、いわゆる認定協議会さんのほうが県などに当然それは提案という形で、県の計画も一定程度コミットしてもらいたいとか、協力してもらいたいとかいうような形で

の提案がなされて、それに対して静岡県さんなら静岡県さんが回答されるというようなことで、私どもはそういう意味ではその認定を通じて、その辺の様子、口語調になりますけれども、見守ると申しますか、というような形になろうかと思えます。

【戸田委員】　　そうするとやっぱり、メンバー構成というのは相当意味を持ってくるということですね。

【中井川広域地方整備政策課長】　　はい。ご指摘のとおりだと思います。

【中島国土計画局長】　　そこは結構悩んでいるところで、この認定を見ていただくと、団体認定するんですけれども、要するに主体を認定するって、いかにもその主体の形とか、構成メンバーを外形的に、さっき辻先生にまとめていただきましたけれども、協議会で官民が入っていて、県を越えてみたいなところを認定するというイメージなのですけれども、ほんとうはというか、最初に考えたときは、Single Programのときは英国政府がRES—Regional Economic Strategy、その地域開発戦略というのをつくるということになっていまして、認定するほうがまず価値基準などをつくって、それに合っているよという認定をするんですけれども、それが筋かなと。

さっき、宮脇先生のほうから、コアになる価値、何のためにやるのというのが地域活性化、とりあえず地域活性化と書いていますけれども、余りに何でもいいうだというお話もありましたけれども、国が認定するより、我々が求めたい価値があって、それに寄与しているからみたいなのがあってもいいですよ。そういう制度構成もありますよね。それはもっと狭い世界だと観光とか、地域構造が既にやっている部分もあるんですね。それの一般化をしようとした途端に価値基準のほうが非常に難しくなりました、何かそこちよつと論点。

今は何か形だけ見て認定しようとしていまして、ほんとうにいいのか、公序良俗に反しないか。日本国打倒みたいなことを協議会——ちよつと今のはあれですが、ほんとうにいいのかみたいな議論はありますよね。ただ、どんな価値基準を持っているかというときに、何か我々が方針みたいなものを示すというのを考えられるんですけれども、ただ、じゃあ、何なのというところで頭がグルグル回っていて、実際には今、戸田先生が言われたように、県にこう書いてあるね、国はこう書いているね、それとの調和みたいなことを実際の運用上は気になる。多分、認定するときは各省みんな回して、これ、気に入らない、気に入るみたいなことが実際に起こるのではないかなという気がしますね。どうしたらいいのか。

【辻委員】　　宮脇先生、どうぞ。

【宮脇委員】 2点、今の延長線上なのですが、これ、私の意見なのですが、自由放任と自由は基本的に違うのだと思うんですね。分権などの議論でも、イギリスの場合と日本の場合、イギリスの場合にはわりと明確に切り分けられている部分があるので、それなりのその地域に対する価値観というのを示している部分がありますから、私は完全に受け身になって、とにかくあるよみたいな形になると、この地域戦略そのものが逆に空洞化してしまうのではないかという懸念を持っています。

それともう一つなのですが、これは最初に質問したので、それに関する議論を踏まえてなのですが、先ほどの応答義務なのですが、これは国交省さんの視野だけではなくてというお話があったわけですが、関根委員のご質問に対してですね。これ、何か提案があったときに、ほかのところとやる権限というのは、単なる合議という意味なんですか。それとも例えば内閣府があって総括していて、そこから各府省に落としていって、こう戻して総括するという、この案件について国交省さんが他のところに対して一定の上というのか、総括的な機能を持っていてやるのか。それとも水平の中の単なる合議、単と言うと怒られますけれども。

【中井川広域地方整備政策課長】 なかなか公開の場では申し上げにくいところがあるのですが、国交省の中でも私のところの部門というのは旧国土庁の部分がございまして、当然、国土庁の機能としては、先ほど内閣府というお話が出ましたけれども、国土の行政全般にわたる調整機能というのを一応設置法上、位置付けられているということでございます。

それで、それを例えば法文上どういうふうに落としていくかというのは、これは技術上の問題もあるのですが、ここにあって国土交通大臣というふうに書かせていただいて、先ほどから私の説明では、これを国というふうに申し上げていたというのは、まさにそこを見抜かれたところだと思うのですが、そこはやり方としては国土交通大臣が受けとめた後、当然、各省のほうに回答するわけですね。それで、その回答自体を各省さんがされるのか、それとも国土交通大臣が取りまとめた上で調整機能の中で回答するのかとか、その辺のいわゆる技術上の話と申しますか、各省との協議事項の話になってまいりますけれども、その辺は今内部で具体的に詰めている状況でございます。

【宮脇委員】 よろしいですか。

【辻委員】 はい、どうぞ。

【宮脇委員】 突っ込むつもりは全然ないのですが、要するに提案をしたほうの

身からいくと、そのところが今までの特区の問題ですとか、あるいは分権の議論のところでも、結局、調整の中で結論というのが非常にわかりづらい結論になってしまうということがあって、そうすると、そのことが協議会におけるプロジェクトに非常に時間的な問題とか、いろいろな影響を与えるということが起こってくるわけですね。ですから、その辺について外からも、まあ、難しいとは思いますが、やはり明確に、ある意味で言うと国交省さんが1つ総括して上に行く。大臣がやるからといって、じゃあ、大臣がほかのところに優越を持つかという自動的にはそうならないはずですよ、これ。だから、その辺の、もし意思決定なりのところで工夫ができればいいのかなと思います。

【辻委員】　今の点、先ほどの主体と計画の話と、それから今の応答の形式もありますけれども、もう一つは内容の問題ですね。少し角度を変えて私もお伺いしたいと思うのですが、この協議会をやって仮に国等に何か提案するなり、要望するなりするということを考えますと、それこそ過去の産振法の時代から考えると、ほんとうは直轄事業をもっとやってくれとか、今回で言うと総合交付金をくれとか、これが一番端的なものですね。今回はもちろん予算の範囲内であるということがありますし、答えられるところと答えられないところがありますが、これを普及させる点からすると、特に国の直轄事業等に関しては限りなく、何かこれをやると特典が付きそうな匂いぐらいは残しておいてほしいと。これは1つありますね。

ただ、最近のこういう国土物、リゾート開発法のころからそうですけれども、直接に何か直轄事業だとかいうよりも、大きなメリットとして土地利用転換、これも特に国交省の中での都市サイドのものは随分移譲していますので、実際、県ぐらいで終わるので、結局、農地絡みのものと、それから、国交省の中で言うと臨港地区ですね。港湾地区と都市計画地区をどうするか、ここら辺のものですね。この辺のところをどうしていくかというのが、想定される国が絡むものだと思うんですよ。これに対してどういう備えがあるかという話ですね。これがあります。

それからもう1点、少し角度の違うものとしては、こういう指定を受けたときに、従来ですとNTT融資とかありました。また、いわゆる特定の資金は念頭に置かないけれども、何となくこれでお墨つきを得られると、資金調達しやすい雰囲気、になるのかどうなのか。そこら辺のところを少し現時点で考えるところを知りたい。

逆に宮脇先生の質問からすると、今回、規制緩和関係のものをやろうとすると、これをつくらずとも自治体か何かで、要するに特区で要求できるわけですよ。特区でやらずに、

ある意味では、わざわざこのスキームを使ってやったときのメリットといいますか、そんなものが何か考えられるのかどうなのか。この辺についてわかるところや整理できるところがあったら整理をしてほしい。

それから、最初にあった地域連携主体と計画の関係なのですが、私も、理論的にいろいろ考えてみると、地域連携主体を認定して、そのところにあとは自由にやらせるという方向でお金を出すということになると、どうしてもこの地域連携主体の認定要件がかなり厳しく、まさに準公的団体、URならURぐらいの存在に高めて、多分、認定していかないと、いけないような気がするんですね。

それを考えると、むしろやっぱり伝統的には、計画をつくらせる。ただし、最近の計画は結構、過疎計画にしても抽象度高くつくりますので、実際にはあまり拘束力はないのです。しかし、やっぱり計画は出させて、それに基づいて公益性を認定する。そういうスキームを使わないと、結局、民間に流れる補助金の公益性が問われるわけですね。そこをクリアするためには、連携主体の認定もさることながらやっぱり、そう支障にならない範囲での計画、こういうようなものをやっぱりスキームとしては伝統的に置くほうが無難な感じはするんですけども、それはいかがですか。以上ですが、どうでしょうか。

【中井川広域地方整備政策課長】 1点目、2点目、恐らく共通する根っこだと思いますので総括してということをございますけれども、先ほどの話に戻りますけれども、国はどのような観点で主体を認定していくのかということにやはり行くのかなと。それとあとは、その認定した後のフォローアップをどういうふうにしていくのかということだと思います。それで、主体の認定のときに、先ほど言いました、要は団体の中身の、要するに右だけやったってしょうがないじゃないか、何らかの視点が必要ではないかということになりますと、要するにより計画認定に近づけば近づくほど、その旗印もより具体性を持ってやっていかなければいけないという部分がありますので、それが今回のスキームとどういう関係になってくるのかというのはやっぱり整理が要るのかなというところがございます。

それからあと、スキームのメリットのところは、現段階ではなかなか、いわゆる認定ということで、ある意味では国のほうのお墨つきということであれば、ある意味では構想的には非常にすばらしいものであるということが言えるような形での認定ができればなというところをございまして、例えば融資ですと、事業の継続可能性ですとか、資金面のいわゆる安全性ですとか、そういうところまで、具体まで突っ込んでやるということになると、

これはまさに事業計画の認定により近づいてきてしまうこととなりますので、その辺の今回の、そもそもこのスキームをご提案申し上げたこととのバランスというんですか、その辺がどこにあるのかというところで再度また整理をさせていただければと思っております。

【福富審議官】 ごく簡単に。予算要求上は、まさにここに社会資本整備交付金と書いていますように、この中でこのメニューの1つとしてこれを盛り込みたいというのをやっているのが1つと、それから、ここには書いていませんけれども、この関連事業でいろいろ補助事業、直轄事業が必要な場合、別途がございますので、それも協力して臨機応変に出せるようにという予算要求をとりあえずしています。それが最後まで通じるかどうかというのは。

それから、特区との関係というのは非常に、基本的にまだ事務的な調整を十分していませんから、どういうすみ分けになるかというのはあるのですが、特区というのは、やはり1つ重たい制度で、その目的を限定して、区域を限定してやるという形になるので、私どもこの提案応答義務というのは、主体の臨機に応じて範囲も問わずに出せるということで、変な話ですけれども、つまらない許認可の促進とか、運用改善のほんとうに窓口の話とか、そういうことも含めて、かゆいところに手が届くようなこともできるような思いで整理しようと思っておりますので、随分違うのではないかなと思っております。

【辻委員】 宮脇先生、どうぞ。

【宮脇委員】 繰り返してみたいになってしまうのですが、今、委員長、部会長が言われた点なのですが、この連携という話だと、今まで官とか民とかという主体を中心にいろいろなことを評価してきたものを、要するに官と民という関係をどうするかということで新しいスキームをつくっていかうという、そういう話だと思うんです。ですから、協議会についても、その主体の組織のどういう構成かということも、それも重要なのですが、そこに特化をしてしまうと今までの官とか民とかという主体ベースで評価をしていくことと同じことになってしまうので、この2つの間の関係をどうやってつくっているのか。つまり、それがあある意味で言うと計画、抽象度が高くても、その計画というところに機能的にあらわれてくるわけですから、どうしてもこの両極で議論しやすいのですが、恐らくその中間的な部分というのが必ずあるはずで、やはり主体にあまり寄ってしまうと、逆に形式主義みたいになってしまうので、その辺はご留意いただけるといいかなというのはあります。すみません。

【辻委員】 あと、橋田先生、いかがですか。

【橋田委員】 具体論のところ、自分たちが実際にこれから進めようとしていくときに、どういうふうになるのかなというのがちょっとよくわからない面が出てくるのですが、基本的な考え方、スキームは、それはそれでいいとして、産官学民というふうに民というのが入ってきて、自分たちは、それは民も入れる部分もあれば、民が必ずしもかまない部分もあるのではないかと。例えば我々がこういう会議体、協議体をつくって、いろいろな部会をつくっていくわけですが、その中にはいろいろなプロジェクトがあるわけですね。タイムスケジュール的にも10年ぐらいかけてやるやつもあれば、5年のやつもあるだろうし、すぐできるやつもあると思うんですよ。その中で政府とのかかわり合いが強いやつが出てきたり、地区の行政とのかかわりが出てきたり、基本的にはほぼ民間ベースでやれる。しかし、どうしても規制が邪魔になる。

その規制も、いわゆる他省庁が絡む。国交省だけではないのだけれども、何やかや絡んできて、だからうまくいかんというのは結構あるんですね。だから、それを基本的には僕らはどちらかという取っ払ってくれと。取っ払うんだけど、何でもかんでも取っ払うわけにいかんぞと。当然、高さ制限とか、あるいは港湾地区を民間地区に変えろ。港湾地区を変えてくれれば住宅も建てられるし、人も住める、物販もできると、こうなるわけですね。そうすると港の使い方がものすごく機能的になってくる。そういう部分というのは、そのビジネスモデルがちゃんとできて、そこにホテルもつくり、ポートタワーなんかつくれば、我々にもできるわけですね。それはお金がちゃんと回って、金が返せればできるわけですから、そうすると規制緩和だけなんですね。ある程度のお金はあったほうがいいにこしたことはない。しかし、道路だとか、そんなことになってくると簡単にいかんですよ。

だから、産官学民は基本的にやって、そのためにこういう10なら10のプロジェクトをやりたい。これは10カ年計画でやるんだけど、このプロジェクトの1から2までは何年までにこんなことを、3から4はこんなこととあって、全体がこれの思想に、今回の思想に合致していて、だけど、方法論においては、あるいは手段、方法論においては場合によっては民が必ずしもかまんでいいよというものもあるというのは通るのか通らんのか。最初から産官学民が全部かんで、広域連携してやれるような中身を持ってこいとなると、これは簡単にはいかんと思うんですね。創設するにも時間もかかるし。だから、そのところは、ほんとうはもう少し柔軟に、できるだけそういうふうに取り込んではいくけれども、それがうまくいかん場合には、国家的戦略としてこういうのをやろうとしているわけ

ですから、あんまりそこががんじがらめにこだわられると、今度はなかなか難しくなるというのもあるなと思って、そこに泳ぎしろがあるのかなのか、そこら辺が少し気になりますね。

【辻委員】 これはまさに、今回、論点2で出された論点でして、それについて改めて事務局のほうで、もう少し現時点で突っ込んで整理するとどんなことになりますか。可能な範囲でお願いします。

【中井川広域地方整備政策課長】 そこをまさにご議論いただきたいというところもありましたので、事務局として、それこそ言うのがんじがらめになってしまうような気もしないでもないものですからあれですけれども、参考事例や何かをあれしてみますと、やはり構成員の中でも行政がやるべきものというところであるとやっぱり、基盤整備的な部分というのは行政がやはり今の補助金体系、交付金体系の中では国も含めて、国の直轄も含めて基盤整備的なところはやはり相当程度、まあ、PFIということもございますけれども、やっていくような方向性が参考事例からすると見えるかなと。

それで、あとは主体そのものがやるものについては、ここに記載のとおりソフトという部分もございますし、もしくはそれに乗っかるような話をやっているというのが先行事例であるなということが認識できるかなというところであります。ただ、私ども、これは必ず構成員がやらないかんとか、これは必ず連携主体がやらないかんとという形で拘束すると、恐らくそこは、それぞれの地域の実情をかえって拘束してしまうのかなという思いは持っております。

【橋田委員】 ちょっといいですか。

【辻委員】 橋田先生、どうぞ。

【橋田委員】 もっと具体的なのが1つあるんですけども、我々は福岡の地下鉄の延伸を見込んでやるかということも考えているんですね。もうらちが明かんと言ったら悪いけれども、これは予算の関係でなかなか進まないんですよ。福岡の場合も地下鉄が環状線みたいになっていない。天神から博多駅につながっていないとかあるんですね。それやったら、確かに270億円ぐらいかかるのかな、あるいはこのウォーターフロントに地下鉄が入っていない、機動性がない。これは何ぼ金がかかるかということになるのだけれども、それを大体、市営地下鉄になっていますけれども、もう民間でやって、そのかわり上がり金は、それをつくったことによる増分収入があるじゃないですか。その収入で配当してくれんかと。そうしたらみんな金を出してもいい。町を活性化するために。

そういう案件で出てくるんですよ。やっぱりいかにスピードを速めて、行政がなかなか予算の関係でできない。行政は赤字事業は基本的にはなかなかできないですね。計算して、そんなに先行投資はできない。我々は配当さえしてくれば先行投資はできるんですよ。それは何年かかったって取り戻せるよということであれば。だから、そういう意味では、結構、やれることがあるんだけど、そのときにいろいろなルールがあるじゃないですか、やっぱり。そんなことができるかとか、行政でいろいろルールがありますから、そういうのはもう自由にしてもらおうとできるという、そんなのもあるんですよ。だから、そこが非常に大きいと思うんですよ。

だれがその指導をして、資料や何かいろいろあったときに、お国のほう、バーンと、そんなのやらせろって、そんなことできるかって、議会もありますしね。そこが進まないんですよ。お隣の韓国はバンバンやるじゃないですか。我々は釜山とすぐ隣でいろいろなことをやっていますから、もう全然違うわけですよ。港のつくり方だってね。だから、もうほんとうにうちは——うちはというか、日本国は大変だと思っていて、この部分が非常にあると思うんですね。

【福富審議官】 いいですか。

【辻委員】 はい、どうぞ。

【福富審議官】 制度設計が全部できている状態ではないものですから、いろいろな対応を今後検討しなければいけないと思うんですけれども、基本的に持っているのは、この官民連携主体、地域連携主体というのは官と民で構成されているということぐらいの縛りしかなくて、そこが言ってみれば戦略、計画を立てて、ドゥの部分も場合によっては担うということで、戦略に書かれたことをどうやって実現するかというのは、それは千差万別だと思いますから、必ずしも構成員だけでやらないようなプロジェクトも盛り込まれる可能性があって、それに支障があることがあれば、さっきの、とりあえずはですけれども、提案、回答みたいな世界の中で行政と対等に渡り合うということ切り開いていく。

どうしても今みたいな話で解決がにわかにはできないような問題もあるかもしれませんが、それはまたそれなりにまた別の方法も考えながらということで、要するにそういう地域の地域連携主体がある意味から言うと、その地域のある目的を持った戦略を立てて、その実現の道筋をきちっと見定めながら、お互いに連携しながら事を動かしていくという極めてソフトなイメージを持っていますので、我々としてもできるだけかたくない、やわらかい道具にしたいと思っています。

【宮脇委員】 ちよつとだけよろしいですか。

【辻委員】 はい、どうぞ。

【宮脇委員】 今のご質問に対しては、要するに国交省さんとして答えられる範囲というのは限られると思うんですね。というのは、地域活性化の手段というのはこれだけではないので、いろいろなものがあるって、そのどれを活用しますか。ただ、そのときに、いろいろなツールがあるものがお互いに抑制的になったり、矛盾して動いたりして全体がまとまらないというのがあるので、その中でこのプロジェクトというのがどういう位置付けにあるのかという、そこは私は重要なのではないかなと思っています。

【辻委員】 これ、全体の計画の中でもともとと呼び水効果になっている、ここで言うと大きな基盤事業、こういうようなものとの計画の関係、それをどう考えていくかという中で、今、提起された問題を整理できればと思います。

以上、もう所定の時間を過ぎていますので、本日の議題につきましては以上とさせていただきます。これで、第3回の地域戦略検討グループの議論を終了したいと思います。事務局のほうから連絡事項があればお願いします。

【中井川広域地方整備政策課長】 資料の4をごらんいただきたいと思います。今後の予定ということでご確認をいただければ。第4回、12月1日、15時からということでございます。きょうのご議論を踏まえまして、意見の集約の方向で何らかのご提案ができればと思っているところでございます。次回の開催通知につきましては、別途ご案内をさせていただきます。

また、本日の資料につきましては、お席にそのまま置いていただければ、後ほど事務局からご送付させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。本日は、お忙しい中、どうもありがとうございました。

— 了 —